

2013

12

DECEMBER

Vol.55

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社アイデックス

特集

必携！廃棄物処理のための
ガイドライン・マニュアル等

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円（資料代／消費税込み）

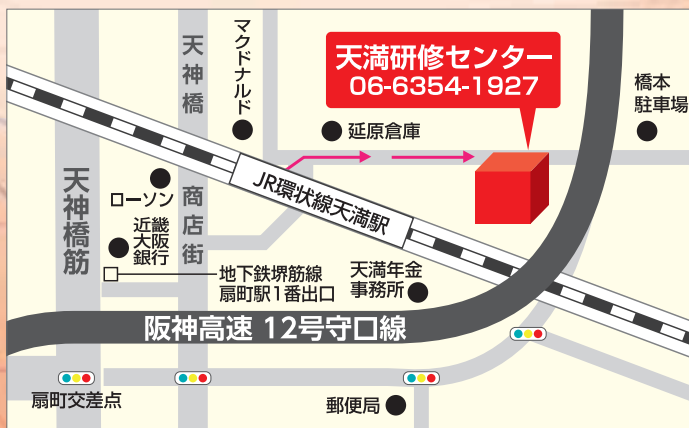
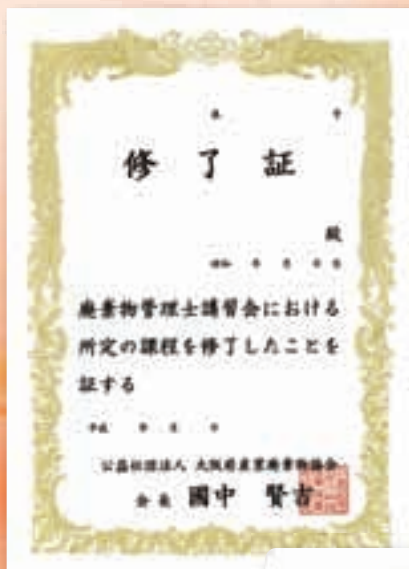
開催期日

	開催期日	受講日数	定員
平成26年	1月24日(金)	1日	100名
	3月7日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与され、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。また、本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます（法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です）。

C O N T E N T S

特集●廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等一覧 (平成25年10月1日時点)	2
行政だより●●許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の 付与について…平成25年8月27日環廃産発第13082712号	6
●解体用機械等に対する規制に係る問答について (追加・修正版)(労働安全衛生規則等の改正関係問答) …平成25年8月30日厚生労働省安全衛生部安全課建設安全対策室	9
●胞衣汚物の収集、処理の廃止について(通知) …平成25年10月大阪市環境局	10
●1,2-ジクロロプロパンについて健康障害防止措置が義務づけられます …厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署	12
●すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました …厚生労働省	23
OSK通信●	24
新規入会会員紹介●	28
廃棄物処理先進事例調査●(第7回)	29
●バイオエナジー株式会社 城南島工場	
「廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発するイラストの デザイン公募」審査結果発表! ●	34
各種研修会のご案内●	36
新刊紹介●	37
●平成25年度版廃棄物・リサイクル六法	
会員紹介●株式会社アイデックス	38
バックナンバーのご案内●	44
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

特集

廃棄物処理のための ガイドライン・マニュアル等一覧

(平成25年10月1日時点)

安全で適正な廃棄物の処理を実務レベルで確保していくためには、法令で規定された基準や制度を遵守するだけでなく、廃棄物の性状や排出の状況等を踏まえ、テーマごとに体系立てて取りまとめられたガイドライン・マニュアル等を活用することも重要です。

しかしながら、これらの資料は、法令と同様、高頻度で制改定又は廃止されており、また官報等で告知されることもないため、通常、事業者や廃棄物処理業者が最新のものを網羅的に把握することは困難です。

そこで、廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等として、現在、有用なものを以降に示します。なお、これらの資料は、[本会のウェブサイト](#)においても閲覧・入手できます。

担当 龍野

①個別の廃棄物処理に係るもの

名 称	所 管	公 表
漁業系廃棄物処理ガイドライン	厚生省	平成03年12月
シュレッダー処理される自動車及び電気機械器具の事前選別ガイドライン	厚生省	平成07年06月
引越時に発生する廃棄物の取扱いについて ー引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアルー	環境省	平成15年02月
使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針	環境省	平成17年03月
石綿含有家庭用品の処理方法等について	環境省	平成18年06月
在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き	環境省	平成20年03月
P O P s 廃農薬の処理に関する技術的留意事項	環境省	平成21年08月
建設廃棄物処理指針（平成22年度版）	環境省	平成23年03月
石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	環境省	平成23年03月
P F O S 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項	環境省	平成23年03月
P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン	環境省	平成23年08月
廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル	環境省	平成24年05月
港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン（案）	国土交通省	平成24年12月
低濃度P C B 廃棄物の処理に関するガイドライン ー焼却処理編ー	環境省	平成25年02月
低濃度P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン	環境省	平成25年06月

② 廃棄物管理の強化に係るもの

名 称	所 管	公 表
事業者による製品等の廃棄物処理困難性自己評価のためのガイドライン	厚生省	昭和62年12月
排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン	経済産業省	平成16年09月
電子マニフェスト普及促進方策	環境省	平成17年03月
多量排出事業者による産業廃棄物処理計画 及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）	環境省	平成23年03月
廃棄物情報の提供に関するガイドライン －WDSガイドライン－(Waste Data Sheet ガイドライン)(第2版)	環境省	平成25年06月

③ 廃棄物処理業に係るもの

名 称	所 管	公 表
企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針	犯罪対策 閣僚会議	平成19年06月
平成20年度石綿廃棄物無害化処理認定及び技術検討業務報告書 ～産業廃棄物処理業許可申請者等の経理的基礎の審査に係る留意事項 等の検討～	環境省	平成21年03月
エコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン2009年版	環境省	平成24年01月
行政処分の指針	環境省	平成25年03月
優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル	環境省	平成25年03月
優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション21と同等と見な される地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の 基準」について	環境省	平成25年03月

④ 廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に係るもの

名 称	所 管	公 表
ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン －ダイオキシン類削減プログラム－	厚生省	平成09年01月
高濃度ダイオキシン類汚染物分解処理技術マニュアル	厚生省	平成11年12月
最終処分場残余容量算定マニュアル	環境省	平成17年03月
最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	環境省	平成17年06月
最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン	環境省	平成18年04月
廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル	環境省	平成18年06月
廃棄物処理施設生活環境影響調査指針	環境省	平成18年09月
不適正処分場における土壌汚染防止対策マニュアル（案）	環境省	平成19年03月
廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン（第1版）	環境省	平成23年04月

⑤ 廃棄物処理法に基づく特例制度に係るもの

名 称	所 管	公 表
建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方	環境省	平成18年07月
石綿を含む廃棄物における無害化処理認定制度申請の手引き(第1版)	環境省	平成18年08月
廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル	環境省	平成23年02月
廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等(通知)	環境省	平成24年06月
再生利用認定制度申請の手引き	環境省	平成25年03月
広域認定制度申請の手引き	環境省	平成25年03月

⑥ 廃棄物該当性の判断及び検定等に係るもの

名 称	所 管	公 表
感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について	環境省	平成16年03月
ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル	環境省	平成21年03月
使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準	経済産業省	平成21年06月
石綿含有一般廃棄物等の無害化処理等に係る石綿の検定方法	環境省	平成21年12月
無害化処理生成物等に係る電子顕微鏡を用いた石綿の測定方法	環境省	平成21年12月
絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)	環境省	平成23年05月
低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第1版)	環境省	平成25年02月
平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集	環境省	平成25年03月
規制改革通知に関するQ&A集 (平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	環境省	平成25年06月

⑦ 廃棄物処理への温暖化・エネルギー対策に係るもの

名 称	所 管	公 表
産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引き	環境省	平成20年03月
車両対策の手引き - 廃棄物分野における地球温暖化対策 -	環境省	平成21年03月
高効率ごみ発電施設整備マニュアル	環境省	平成22年03月

⑧ 廃棄物処理の労働安全衛生に係るもの

名 称	所 管	公 表
清掃事業における安全衛生管理要綱	厚生省	平成05年03月
廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	厚生労働省	平成13年04月
加熱を伴う業務用生ごみ処理機における安全対策指針	環境省	平成17年06月
廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針	環境省	平成18年12月
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル	環境省	平成19年08月
廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン	環境省	平成21年03月

⑨ 原子力発電所事故由来の放射性物質による汚染物に係るもの

名 称	所 管	公 表
漁場施設への災害廃棄物等再生利用の手引き	水産庁	平成24年07月
廃棄物関係ガイドライン 第2版	環境省	平成25年03月
放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン	環境省	平成25年04月
除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン	厚生労働省	平成25年04月
除染関係ガイドライン 第2版	環境省	平成25年05月

注：名称について、添付先の通知にある標題ではなく、ガイドライン・マニュアル等のタイトルに忠実なものとした。

公表について、改定を経ているものは、取りまとめられた当初の年月ではなく、改定時の年月とした。

行政だより

環廃産発第13082712号
平成25年 8月27日

各都道府県・政令市廃棄物行主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業課長

許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の 優良認定の付与について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の改正により、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下同じ。）の許可の更新に際して、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2又は第10条の16の2に定める基準（以下「優良基準」という。）に適合すると認められたものについては、許可の有効期間が7年となる等のインセンティブを得られることとなった。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条において、改正法の施行日（平成23年4月1日）以前から産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了の日までの間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号）附則第13条、第16条、第19条又は第22条で定める基準に適合する旨の確認（以下「優良確認」という。）を受けたときは、当該産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする経過措置を設けているところである。

今般、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定（産業廃棄物処理業の許可の更新に際して、優良基準に適合すると認められることをいう。以下同じ。）を受けることができなかった業者を救済すること等を目的として、優良基準への適合性の判断等を以下のとおり行うこととしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 措置の概要

改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6

ADMINISTRATION INFORMATION

条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事（法第24条の2に定める場合にあっては政令で定める市の長）は当該業者について優良基準への適否を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定を受けることができなかった業者を救済すること等を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となる。

第二 優良基準への適否の判断

優良認定の可否の判断については、優良基準への適合性を審査し行うものであるが、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可に係る有効期限の到来を待たずして令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新を申請する場合には、規則第9条の3第1号、第10条の4の2第1号、第10条の12の2第1号又は第10条の16の2第1号の基準（以下「遵法性に係る基準」という。）への適合性は以下の通り判断すること。

- ・申請日前5年間に特定不利益処分（規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

なお、申請日から更新の許可の日までの間に特定不利益処分を受けた場合は、遵法性に係る基準を満たさないこと。

第三 その他

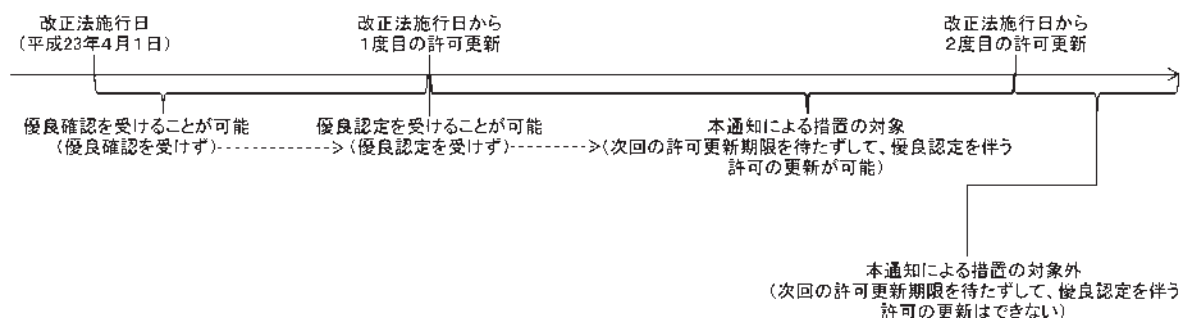
優良認定を受けた者が認定後に優良基準に適合しなくなった場合は、産廃情報ネット（<http://www.sanpainet.or.jp/>）の掲載情報にその旨を付記していること。また、優良認定を伴う許可の更新を受けた者が、当該許可の更新後当該許可の有効期間の満了の日までの間に特定不利益処分を受けた場合には、次回の許可の更新時に優良認定を伴う許可を受けることはできないこと。

なお、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することが必要であることから、優良認定制度について、引き続き産業廃棄物処理業者等に周知されたい。

行政だより

<参考>

【別紙】



解説

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局次長 龍野浩一

現に優良基準を充足しているにもかかわらず、優良産廃処理業者認定制度の経過措置として設けられた「優良確認」の機会を逸し、また当該制度の施行後（平成23年4月1日以降）に「優良認定」を伴わない更新を受けた許可については、次回の更新まで「優良認定」を待たなければならず、いわゆる随時受付は認められていません。

一般の通知は、以上の事情等に鑑み、「優良認定」は許可の更新時とする法の原則を踏まえつつ、当該更新の申請受付を弾力的に行うことにより、これと連動する「優良認定」を実質的に随時受付とする救済措置としての運用について示したものです。ただし、当該運用は平成23年4月1日以降に初めて受けた許可の更新から次回の許可の更新までの間においてのみ適用されます。また、更新を受けた「優良認定」を伴う許可の有効年月日は、当該更新の許可の年月日から7年となり、従前の許可の有効年月日から2年延長されるわけではありません。

なお本通知の発出をもって、必ずしも許可権者が以上のとおり運用するとは限りません。当該通知はあくまで主務官庁（環境省）による「技術上の助言」であり、許可権者に対して包括的な指揮監督権限を発動する（強制できる）ものではないからです。これは、地方分権一括法等が施行された平成12年4月1日以降、廃棄物処理法令に規定する事務の性格が機関委任事務から法定受託事務へと変わったことによります。

ADMINISTRATION INFORMATION

平成 25 年 8 月 30 日
厚生労働省安全衛生部
安全課建設安全対策室
主任技術審査官

解体用機械等に対する規制に係る問答について(追加・修正版)
(労働安全衛生規則等の改正関係問答)

項目	ページ (問一覧・問答)
I 労働安全衛生規則の改正	1・12
II 車両系建設機械構造規格の改正	7・38
III 車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程及び安全衛生特別教育規程	8・43
III-2 登録教習機関	9・45
III-3 技能特例講習	9・45
IV 定期自主検査	10・48
V 特定自主検査	10・48
VI 経過措置	11・52

詳細につきましては、本会ホームページアドレスの
Topics 新着情報をご覧ください。

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

行政だより

平成25年10月

各 位

大阪市環境局

胞衣汚物の収集、処理の廃止について（通知）

平素は、大阪市環境行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪市では、胞衣汚物※について、これまで環境事業センターの収集または排出者自らの持ち込みにより環境局木津川事務所（大阪市大正区南恩加島 1-11-35）で処理を行ってまいりました。

現在、大阪市では、「民でできることは民に」委ねるという観点から、事務事業の効率化を推進しており、また、環境局木津川事務所の設備の老朽化も進んでいることから、平成26年3月25日（火）の収集をもって、事業を収束（廃止）してまいりたいと考えております。

つきましては、排出者の責任により、次のとおり民間による処理へ移行し、適正に処理していただきますよう、よろしくお願いいたします。

※ 「胞衣汚物」とは（大阪市胞衣汚物処理条例 第1条）

- (1) 胞衣及び妊娠4月未満の死胎
- (2) 産汚物若しくは生理汚物又はその附着した布綿、紙類
- (3) 傷病若しくは疾病治療により生じた人体の手足、内臓等又はその附着した布綿、紙類
- (4) 死体をふいた布綿、紙類
- (5) 前4号に掲げる汚物に類するもので市長が定めるもの

1. 「胞衣」、「産汚物若しくは生理汚物又はその附着した布綿、紙類」、「死体をふいた布綿、紙類」について

胎盤などの胞衣汚物は、有償で売却できるなど有価物に該当する場合や宗教的・社会的慣習により供養等が行われる場合以外は、大阪府産汚物等取締条例（*1）にもとづく許可を受けた者（*2）、または感染性廃棄物（*3）として感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者（*4）に処理を委託し、適正に処理してください。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の混合可）

なお、胞衣汚物、感染性廃棄物以外の廃棄物については、産業廃棄物又は一般廃棄物として、許可を受けた者（*5）に処理を委託し、適正に処理してください。

2. 「妊娠4月未満の死胎」について

中絶胎児については、墓地理葬法では、死体を妊娠12週（4か月）以上の死胎を含むと定義しているため、12週（4か月）未満の中絶胎児については、同法の枠外にあります。環境省は、「中絶胎児については、妊娠4か月（12週）未満であっても、生命の尊厳に係るものとして適切に取り扱うことが必要」としています。（「妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関するアンケート調査結果及び今後の対応について」平成16年9月24日報道発表）

引き取りがない場合は、大阪府産汚物等取締条例（*1）にもとづく許可を受けた者（*2）、

ADMINISTRATION INFORMATION

または感染性廃棄物（*3）として感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者（*4）に処理を委託し、適正に処理してください。

3. 「傷病若しくは疾病治療により生じた人体の手足、内臓等又はその附着した布綿、紙類」について

感染性廃棄物（*3）として感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者（*4）に処理を委託し、適正に処理してください。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物の混合可）

なお、感染性廃棄物以外の廃棄物については、産業廃棄物又は一般廃棄物として、許可を受けた者（*5）に処理を委託し、適正に処理してください。

* 1 : 大阪府産汚物等取締条例について

⇒大阪府ホームページ（下記URL）にてご確認ください。

http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k2010559001.html

* 2 : 大阪府産汚物等取締条例にもとづく許可を受けた者について

⇒大阪府健康医療部環境衛生課生活衛生グループ へお問合せください。

電話：06-6944-9180 Fax：06-6944-6707

住所：〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22

* 3 : 感染性廃棄物について

⇒感染性廃棄物の判断については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省ホームページ（下記URL））及び「感染性廃棄物の判断フロー」（別紙）にてご確認ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

* 4 : 感染性産業廃棄物の許可のある特別管理産業廃棄物処理業者について

⇒公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 へお問合せください。

電話：06-6943-4016 Fax：06-6942-5314

住所：〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階

<http://www.o-sanpai.or.jp/index.html>

* 5 : (産業廃棄物又は一般廃棄物として) 許可を受けた者について

⇒下記ホームページに業者名簿が掲載されております。

大阪市(特別管理)産業廃棄物処理業者名簿のホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009245.html>

大阪府産業廃棄物処理業者名簿のホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>

大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧のホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000190048.html>

担当：大阪市環境局事業部事業管理課 平田、高木

電話：06-6630-3228 Fax：06-6630-3581

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1

あべのルシアス13階

行政だより

特定化学物質障害予防規則等を改正しました

1,2-ジクロロプロパンについて 健康障害防止措置が義務づけられます

改正政省令は、平成25年10月1日から施行・適用します。
(一部には経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、1,2-ジクロロプロパンについて規制が必要とされましたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

目次

今回の改正による主な規定の適用一覧	1
1,2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則の準用	1
有害性・性状・用途	2
容器・包装への表示（ラベル）	2
規制対象の範囲	2
1,2-ジクロロプロパン規制の概要	3
発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）	3
局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具	3
必要な保護具の備え付け	4
作業主任者	4
作業環境測定	5
健康診断	6
特別管理物質としての措置	8
その他の措置	8
有機則の準用の適用除外	9
健康管理手帳	10



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ADMINISTRATION INFORMATION

今回の改正による主な規定の適用一覧

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物
安衛法	17 表示(1,2-ジクロロプロパンを0.1%以上含有する場合)		●
	17の2 文書の交付(同上)		●
	55 封書の保管		●
2	定義	「エチルベンゼン等」	
2の2	適用除外(業務)	●(洗浄または試験業務以外全て)	
12の2	ばら等の処理		×
22, 23の2	設備の改造等	●	×
24	立入禁止措置	●	×
25	容器等	●	●
	容器等への表示と保管		●
	受取書の保管上の措置		●
	貯蔵場所の改造		●
27(28)	作業主任者の選任	●(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
36	作業環境の測定(1,2-ジクロロプロパン)	●	
	記録の保存	●(30年)	
36の2	測定結果の評価	●(30年)	
	管理限度		10ppm
36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	●	
37	休憩等	●	●
38	水等設備	●	×
38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
38の3	喫煙	●	×
38の4	作業の記録	●(30年)	●
38の5	特別規定	有機溶剤の準用	
39~40の3	健康診断(1,2-ジクロロプロパン)	●	●
	雇入れ・配置替え、定期	●	
	配転後	●	
	記録の保存	●(30年)	
41	健康診断結果の報告	●	
42	安全診断	●	●(一部適用)
43~45	呼吸用保護具等の備え付け	●	●
45	記録の報告(事業場廃止時)	●	●

1,2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則の準用

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物	条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物
1	定義		●	25	作業環境の測定(有機溶剤混合物)	●*	●
2~4	適用除外(許容消費量)	●	●		記録の保存	●*(3年)	●(3年)
5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備		●	28の2	測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)
6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)		●	28の3, 28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●
7~13	適用除外(高圧ガス・低圧・低圧ガス・危険物)		●	29~30	健康診断(有機溶剤混合物)	●*	●
14~18の3	風速等の性能要件等		●		雇入れ、定期	●*	●
20~23	定期自主検査、点検、補修		●		記録の保存	●*(5年)	●(5年)
24	表示		●	30の3	健康診断結果の報告	●*	●
25	成分の表示		●	31	健康診断の特例	●*	●
26	タンク内作業		●	32~34	濾気マスクは有機ガス用 防毒マスクの使用 保護具の着用		●
27	事故時の退避等		●				●

* 1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

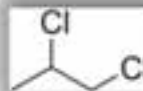
◆このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。
 労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→安衛則 労働安全衛生法施行令→安衛令
 特定化学物質障害予防規則→特化則 有機溶剤中毒予防規則→有機則
 特定化学物質障害予防規則別表→特化則別表

行政だより

1,2-ジクロロプロパンが 安衛法による表示対象物質、特定化学物質の第2類物質の「エチルベンゼン等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
1,2-ジクロロプロパン 発がん性:長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い。 その他:中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。 (沸点96℃、蒸気圧27.9kPa(20℃))	CAS No. 78-87-5 金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物



容器・包装への表示 (ラベル)

安衛法第57条、安衛令第18条など

1,2-ジクロロプロパン、これを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要

表示事項

- ①名称②成分③人体に及ぼす影響④貯蔵または取扱い上の注意
- ⑤表示者の氏名、住所、電話番号⑥注意喚起語⑦安定性及び反応性⑧標準

▶平成25年10月1日から義務化

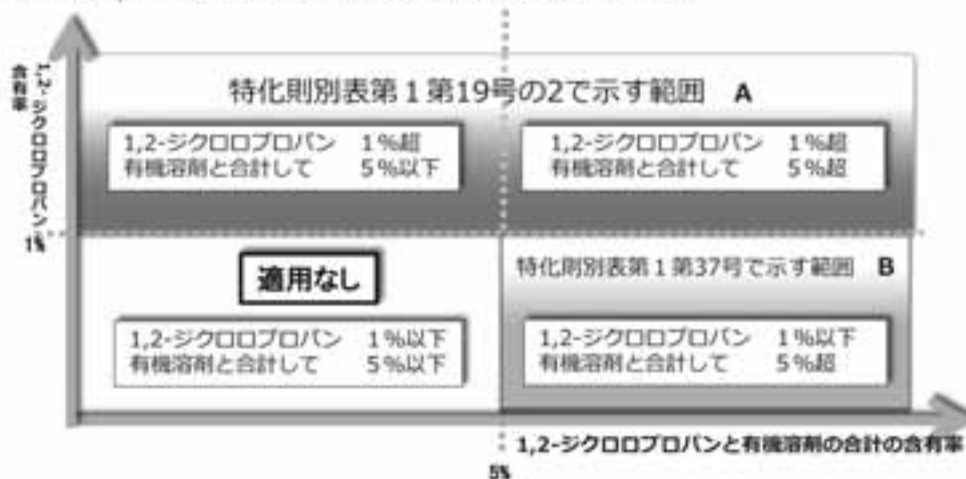
※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

※平成25年10月1日時点で既に存在する物については、平成26年3月31日までは適用除外

規制対象の範囲

特化則第2条の2

- ◆対象となる業務は、1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジクロロプロパン含有物を用いて行う洗浄、または払拭業務（以下「1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という）で、屋内作業場などにおいて行うもの（屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
 ※【容器・包装への表示】については洗浄、または払拭用に限らず、すべての物が対象
- ◆対象となる1,2-ジクロロプロパン含有物は以下の図のA、Bの部分



ADMINISTRATION INFORMATION

1,2-ジクロロプロパン規制の概要

A,Bの区分は前ページ下図も参照

	1,2-ジクロロプロパンの含有量	規制の概要
A	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超えるもの	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機則の規定を準用
B	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以内で、かつ1,2-ジクロロプロパンと有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの	有機溶剤と同様の規制

発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）

特化則第38条のB
有機則の規定を準用

	A	B
発散抑制措置（局所排気装置等の設置、性能、定期自主検査など）	○	○
送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用など	○	○
必要な保護具の備え付け	○	×

屋内作業場などにおいて1,2-ジクロロプロパン洗浄・拭拭業務に労働者を従事させるときは、1,2-ジクロロプロパンの蒸気に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じることが必要

- 1,2-ジクロロプロパンが発散する屋内作業場での発散抑制措置
(発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置などの設置)
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出など
 - ・構造、性能などについて一定の要件を満たすこと（局所排気装置の制御風速など）
 - ・1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後などの点検が必要
 - ・設置計画の届け出（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要）

▶平成26年10月1日から義務化。ただし、平成25年10月1日～平成26年9月30日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から、2の届け出は、発散抑制設備を平成25年12月31日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要

局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具

有機則の規定

有機則の規定の準用により、第1種または第2種有機溶剤などに該当する場合、全面形マスク以外は有機則と同じ。条文は有機則のもの

発散抑制措置の原則の例外	発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
	局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク (第32、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
発散抑制措置の原則(第5条)	○			
屋内作業場の周壁が開放の場合 (第7条)	-	-	-	-
臨時の作業の場合 (第8条)	タンク等の内部	○	○	○
	タンク等の内部以外	-	-	-
短時間の作業の場合 (第9条)	タンク等の内部	-	○	-
	タンク等の内部以外	-	○	○

行政だより

発散抑制措置の原則		発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
		局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク(第32、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
壁、床、天井について行う業務の場合(第10条)	タンク等の内部以外	-	○	○	○
	タンク等の内部	-	○	○	○ 全面形マスク
他の屋内作業から隔離の場合(第11条)		-	○	○	○
代替施設の設置の場合(第12条)		-	-	-	-
労働基準監督署長の許可を受けた場合(第13条～第13条の3)		-	-	○(一部)	○(一部)

上記のほか、以下の作業に呼吸用保護具が必要

◆屋内作業場等において、プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱す恐れのある形状の物について作業を行う場合(第33条1項6号) ◆屋内作業場等において、蒸気の発散源を密閉する設備を開く作業(第33条1項7号)	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスク
エチルベンゼン、または有機溶剤等を入れたことのあるタンク内の作業(第32条1項1号)	送気マスク

必要な保護具の備え付け

(特化附第43条から第45条)

同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効が清潔に保持



防毒マスク
(半面形)



送気マスク
(エアラインマスク
全面形)

作業主任者

(特化附第27条、第28条)

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要(試験研究のため取り扱う作業を除く) ▶平成26年10月1日から義務化

	A	B
作業主任者の選任	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- ◆「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
- ◆作業主任者の職務
 - ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月以内ごとに点検すること
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること
 - ④ タンクの内部において1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

ADMINISTRATION INFORMATION

作業環境測定

特化則第36条～第36条の5

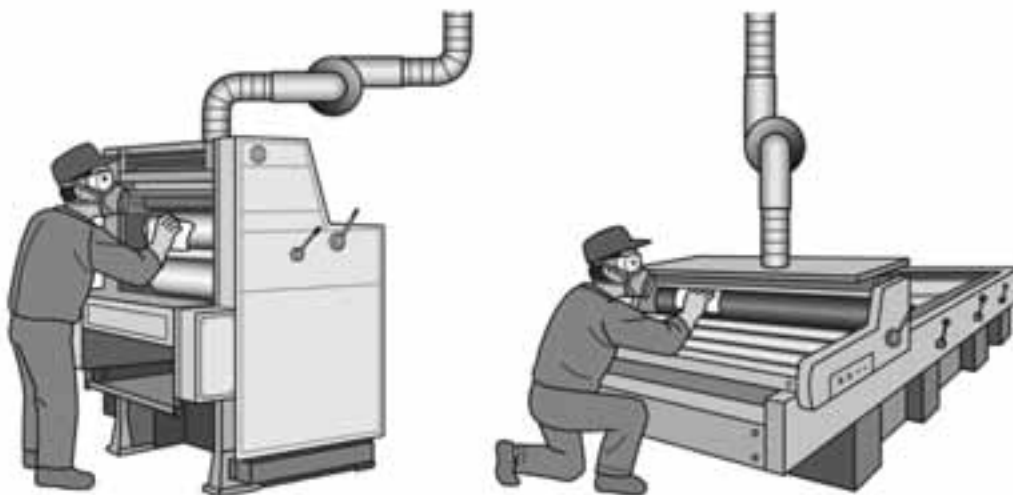
1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要 ▶平成26年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの測定	○ (30年)	○ (30年)	○ (3年)
混合有機溶剤の各成分の測定	○ (3年)	x	○ (3年)

※1,2と有機溶剤との合計5%超の場合は、有機剤で測定が義務づけられている有機溶剤についても測定
 ※ () 内は測定と評価の記録の保存期間

- ◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施
- ◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要
- ◆ 測定の記録、評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
1,2-ジクロロプロパン	10 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法



行政だより

健康診断

特化則第39条～第42条、別表第3～第5

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要 ▶平成25年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○ (5年)	×	○ (5年)
過去に従事させたことのある労働者の1,2-ジクロロプロパン特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
緊急診断	○	○	○

※ () 内は健康診断の結果の保存期間

- ◆ 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、またはその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- ◆ 健康診断の結果（個人票）を保存
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆ 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる



ADMINISTRATION INFORMATION

**1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断項目
(1,2-ジクロロプロパン1%超に適用)**

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 1,2-ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状、または自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状、または自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に関する症状は、その業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る）
- ⑤ 血清総ビリルビン、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルピクトランスアミナーゼ（GPT）、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）、アルカリホスファターゼ

【二次健診項目】

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、
 - ・腹部の超音波による検査等の画像検査
 - ・C A 19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査
 - ・赤血球数等の赤血球系の血液検査（網状赤血球数の検査を含む）または血清間接ビリルビンの検査（赤血球系の血液検査は、当該業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る）

有機剤に定める特殊健康診断項目**(1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超に適用)**

- ① 業務の経歴の調査
- ② 有機溶剤による健康障害の既往歴、尿中蛋白、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中蛋白の検査を除く）、神経内科学的検査の既往の異常所見
- ③ 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④ 尿中の蛋白の有無の検査

【医師が必要と認める場合】

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く。）
- ⑤ 神経内科学的検査

【健康診断実施上の留意点】

- ◆「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。
- ◆1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断項目(1,2-ジクロロプロパン1%超に適用)と有機剤に定める特殊健康診断(1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超に適用)とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない。
- ◆健康診断の結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。
- ◆健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書及び有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

行政だより

特別管理物質としての措置

特化則第38条の3、38条の4、38条の8

取扱い上の注意事項など下表の事項を、作業に従事する労働者が見やすい作業場などに掲示

▶平成25年10月1日から義務化

	A	B
1,2-ジクロロプロパンについて ✓ 名称 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意事項 ✓ 使用すべき保護具	○	-
有機溶剤について ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意 ✓ 中毒が発生した時の応急措置	○	○
有機溶剤等の区分（色分け等の方法）	○	○

作業の記録の保存
 常時作業に従事する労働者について、1カ月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存
 ・労働者の氏名
 ・従事した作業の概要と従事期間
 ・1,2-ジクロロプロパンにより著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置
 ▶平成25年10月1日から義務化

	A	B
記録と保存期間	○30年	-

その他の措置

特化則第12条の2、特化則第22条、第22条の2、第24条、38条の2、第38条の8、第53条（有機則第26条、27条準用）

▶平成25年10月1日から義務化

	A	B	
ぼろ等の処理 （特化則第12条の2）	○	-	
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に取めておく			
設備の改造等の作業（特化則第22条、22条の2）	○	-	
立入禁止措置（特化則第24条）	○	-	
関係者以外の立入禁止とその旨の表示			
休憩室、洗浄設備の設置（特化則第37条及び第38条）	○	-	
喫煙、飲食の禁止（特化則第38条の2）	○	-	
容器等 （特化則第25条）	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管	○	-
	空容器を一定の場所で保管	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備	○	○
タンク内作業、事故の場合の退避 （特化則第38条の8（有機則第26条、27条準用））	○	○	
事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労働者へ報告 （特化則第53条）	○	-	

ADMINISTRATION INFORMATION

有機則の準用の適用除外

消費する有機溶剤などの量が少量で、許容消費量を超えない場合に、有機則準用の適用除外対象になるかどうかは下表のとおりです。

規制内容	A	B
発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象
特殊健康診断	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象

【適用除外の要件】

- ◆屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）
作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき
- ◆タンク等の内部
1日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = 1 / 15 \times A$
第2種有機溶剤等	$W = 2 / 5 \times A$
第3種有機溶剤等	$W = 3 / 2 \times A$

備考
 W = 有機溶剤等の許容消費量（単位：グラム）
 A = 作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位：㎡）
 ただし、気積が150㎡を超える場合は、150㎡とする

- ◆消費する有機溶剤等の量にはエチルベンゼン等（1,2-ジクロロプロパンを含む）の量が含まれる
- ◆作業環境測定、特殊健康診断については、所轄の労働基準監督署長の適用除外認定が必要。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要

行政だより

1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務が 健康管理手帳交付対象業務になりました

健康管理手帳

安衛則第53条（安衛法第67条）

制度概要

1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に従事していた方に対し、離職時、または離職後に、健康管理手帳を交付します。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6カ月に1回、無料で受けることができます。

対象業務

1, 2-ジクロロプロパン（重量の1パーセントを超えて含有する製剤、その他の物を含む）を取り扱う業務（厚生労働省令*で定める場所における印刷機、その他の設備の清掃の業務に限る）

*厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所

交付要件

対象業務に3年以上従事した経験があること

対象者

対象業務に従事していた方*

*対象業務を行っていたが、転職・退職により、現在は対象業務から離れている方も含みます。

施行日

平成25年10月1日

条文の参照は
電子政府の総合窓口（e-GOV） 法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局、または労働基準監督署
（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>では、
改正内容などの詳細を順次掲載する予定です。

（平成25年8月作成）

10

ADMINISTRATION INFORMATION

すべての都道府県で地域別最低賃金が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成25年10月6日から11月6日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金報に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることのないよう、金額をご確認下さい。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成25年度地域別最低賃金改定状況

都道府県別	時間額【円】	発行年月日	都道府県別	時間額【円】	発行年月日	都道府県別	時間額【円】	発行年月日
北海道	734	H25.10.18	石川	704	H25.10.19	岡山	703	H25.10.30
青森	665	H25.10.24	福井	701	H25.10.13	広島	733	H25.10.24
岩手	665	H25.10.27	山梨	706	H25.10.18	山口	701	H25.10.10
宮城	696	H25.10.31	長野	713	H25.10.19	徳島	666	H25.10.30
秋田	665	H25.10.26	岐阜	724	H25.10.19	香川	686	H25.10.24
山形	665	H25.10.24	静岡	749	H25.10.12	愛媛	666	H25.10.31
福島	675	H25.10.6	愛知	780	H25.10.26	高知	664	H25.10.26
茨城	713	H25.10.20	三重	737	H25.10.19	福岡	712	H25.10.18
栃木	718	H25.10.19	滋賀	730	H25.10.25	佐賀	664	H25.10.26
群馬	707	H25.10.13	京都	773	H25.10.24	長崎	664	H25.10.20
埼玉	785	H25.10.20	大阪	819	H25.10.18	熊本	664	H25.10.30
千葉	777	H25.10.18	兵庫	761	H25.10.19	大分	664	H25.10.20
東京	869	H25.10.19	奈良	710	H25.10.20	宮崎	664	H25.11.2
神奈川	868	H25.10.20	和歌山	701	H25.10.19	鹿児島	665	H25.10.27
新潟	701	H25.10.26	鳥取	664	H25.10.25	沖縄	664	H25.10.26
富山	712	H25.10.6	島根	664	H25.11.6			

O S K 通 信
O S K / t s u s h i n

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成25年8月～平成25年11月）の概要を紹介します。

全国産業廃棄物連合会事務局責任者会議

日 時：平成25年8月2日（金曜日）13時30分
場 所：アジュール竹芝／14階天平の間
議 題：平成25年度事業運営に関して
許可講習会Web申込みの取り扱いについて
マニフェスト番号管理用システムの方針の変更について、等
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）

廃棄物不適正処理巡視事業

日 時：平成25年8月21日（水曜日）10時00分
場 所：岸和田市、貝塚市、熊取町方面
参画者：奥野 健治（収集運搬副部長）
池辺 充（収集運搬部会員）
田中 千議（事務局事業主任）



日 時：平成25年9月11日（水曜日）9時00分
場 所：豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町方面
参画者：白坂 悦一（収集運搬部会員）
田中 千議（事務局事業主任）
内海 浩子（事務局業務担当）



日 時：平成25年9月20日（金曜日）9時00分
場 所：枚方市、四条畷市方面
参画者：垣中 清忠（収集運搬部会員）
垣中 瞬（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）



日 時：平成25年10月2日（水曜日）10時00分
場 所：高槻市、島本町方面
参画者：塚本 完治（収集運搬部会員）
白坂 悦一（収集運搬部会員）
田中 千議（事務局事業主任）



企業による森づくり連絡調整会

日 時：平成25年 8 月22日(木曜日) 14時00分
 場 所：堺第 7 - 3 区管理事務所会議室
 議 題：企業による森づくり連絡調整会設置要綱
 の改正
 植樹祭について
 活動報告、等
 参画者：田中 千議 (事務局事業主任)

大阪市家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るマーケットサウンディング

日 時：平成25年 8 月28日(水曜日) 13時15分
 場 所：大阪市環境局／あべのルシアス
 参画者：片渕 昭人 (法政策調査委員長)
 赤澤 健一 (法政策調査副委員長)
 福田 裕司 (法政策調査委員)
 松田 裕雄 (専務理事兼事務局長)

産廃塾 (第 2 回)



日 時：平成25年 8 月29日 (木曜日) 13時30分
 場 所：本会会議室
 テーマ：情報伝達能力を鍛える！コミュニケーション
 ントレーニング
 グループディスカッション
 質疑応答
 参加者数：20名

司会進行：片渕 則人 (組織広報委員)
 進行補助：白坂 悦夫 (組織広報委員長)
 濱田 篤介 (組織広報副委員長)
 田中 公治 (組織広報副委員長)
 高好 健二 (組織広報委員)
 吉本 聖美 (組織広報委員)
 尾崎 正孝 (組織広報委員)
 國中 雅之 (法政策調査委員)
 渋谷 和義 (組織広報委員会オブザーバー)
 龍野 浩一 (事務局次長)
 田中 千議 (事務局事業主任)
 森川 雅美 (事務局研修担当)



廃棄物処理先進事例調査

日 時：平成25年 9 月13日(金曜日)
 場 所：バイオエナジー(株) 城南島工場
 参画者：塩見 頼彦 (再生処分部会長)
 大林 正 (再生処分副部長)
 星山 健 (再生処分副部長)
 石川 光一 (再生処分部会員)
 小野 博之 (再生処分部会員)
 吉村 太郎 (再生処分部会員)
 馬場 孝至 (再生処分部会員)
 伊山 雄太 (再生処分部会員)
 龍野 浩一 (事務局次長)

徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 適正処理講習会

日 時：平成25年10月22日(火曜日)
場 所：徳島県J A会館2階/J A大ホール
講 師：龍野 浩一(事務局次長)

第3回大阪マラソン・チャレンジラン (廃棄物の処理協力)

日 時：平成25年10月27日(日曜日)
場 所：スタート 大阪城公園前
ゴール インテックス大阪

協力企業：合同衛生(株)
(株)さつき
(有)新垣商店
(株)大恵
(株)大建工業所
(株)布施興業
(株)マルサン



全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成25年10月30日(水曜日) 15時00分
場 所：琵琶湖ホテル3階/瑠璃の間
議 題：再生砕石利用促進検討会議について
全国産業廃棄物連合会活動報告等
参画者：國中 賢吉(会長)
田中 正敏(副会長)
浜野 廣美(副会長)
白坂 悦夫(副会長)
三ッ川卓生(副会長)
松田 裕雄(専務理事兼事務局長)
田中 千議(事務局事業主任)

施設見学会



日 時：平成25年11月1日(金曜日)
場 所：三重中央開発(株)エネルギープラザ
参加者数：64名



環境衛生功労者・優良施設知事表彰

日 時：平成25年11月6日(水曜日)
場 所：エル・おおさか2階／エルシアター
受賞者：濱田 篤介（理事）



循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

日 時：平成25年11月8日(金曜日)
場 所：伊勢志摩ロイヤルホテル／ロイヤルルーム
受賞者：三ッ川卓生（副会長）



その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

新規入会会員紹介

正会員

北本紙業株式会社

代表者	北本則子
住所	〒579-8064 東大阪市池島町2-2-18
電話番号	072-986-3991
FAX番号	072-986-3990
業務内容	収集運搬業 製紙原料問屋

一般社団法人 大阪中央KES

代表者	浅野 彰
住所	〒541-0053 大阪市中央区本町1-6-18 丸武本町ビル2階
電話番号	06-6260-7047
FAX番号	06-7635-7347
業務内容	経営・環境コンサルタント・KES審査登録

賛助会員

一般財団法人 環境事業協会

代表者	柴崎克治
住所	〒542-0081 大阪市中央区南船場1-16-13 堺筋ベストビル9階
電話番号	06-6121-6403
FAX番号	06-6264-8181
業務内容	産業廃棄物処理施設技術協力事業

廃棄物処理先進事例調査

平成25年9月13日（金）10：30より本会再生処分部会の先進事例調査事業で東京都大田区城南島にあるバイオエナジー株式会社様の城南島工場を訪問した。事業の説明、施設の案内は取締役工場長の津田精一様にご対応頂いた。

挨拶に先立ち会議室内の写真の説明を頂いた。時の総理や天皇陛下までご見学なされていたことに非常にインパクトを受けた。

第7回 バイオエナジー株式会社 城南島工場

URL： <http://www.bio-energy.co.jp/outline/>
東京都大田区城南島3丁目4番4号

【会社概要】

- 商号 バイオエナジー株式会社
- 代表者 代表取締役会長 石井 邦夫
代表取締役社長 岸本 悦也
- 本社 東京都中央区新川2丁目9番9号 SHビル4階
URL： <http://www.bio-energy.co.jp/index.php>
- 城南島工場 東京都大田区城南島3丁目4番4号
- 設立 平成15年7月17日
- 資本金 4億9千万円
- 出資会社 (株)市川環境エンジニアリング、(株)都市環境エンジニアリング
サンアール(株)、(株)要興業
- 取得許可 産業廃棄物処分業、一般廃棄物処分業、再生利用事業登録



同社は平成15年に収集運搬業者を中心とした4企業により設立された。主に食品廃棄物を受け入れ、メタン発酵により発生したバイオガスから電気とガスを作り出すという食品リサイクル法に則った食品廃棄物のリサイクルを行っている。



塩見部会長の挨拶



津田工場長の説明

これまで生ごみと言えば異物が多く分別が難しいため焼却に回さざるを得なかったが、焼却処理の場合水分が多く効率が悪かった。また温暖化の原因となるCO₂の排出やダイオキシン発生の原因にもなっていた。それがこのシステムでは化石燃料の使用量やCO₂の排出量を抑制、かつダイオキシンの発生はないため、太陽光や風力と同じ持続可能な自然エネルギーといえる。



施設内での説明

具体的に、受け入れた食品廃棄物は一次、二次と直列の破砕機にかけてから風力を利用した選別機にて不適物を除去し、調整槽へ送られる。調整槽から送られた原料を発酵槽で30日間かけて中温（35℃～37℃）でメタン発酵を行う。発酵槽では微生物が生ごみを分解することでバイオガスが発生する。発生したバイオガスでガスエンジン発電機を動かして発電を行い、一日24,000kWhを発電している。これはおよ

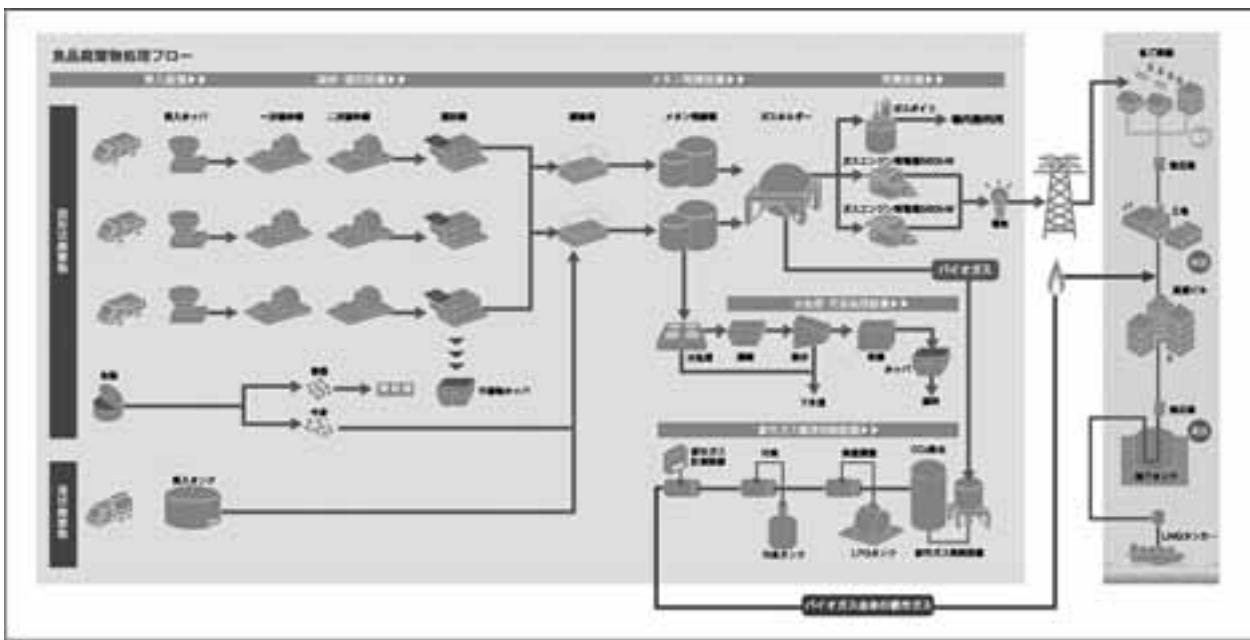


都市ガス計測装置

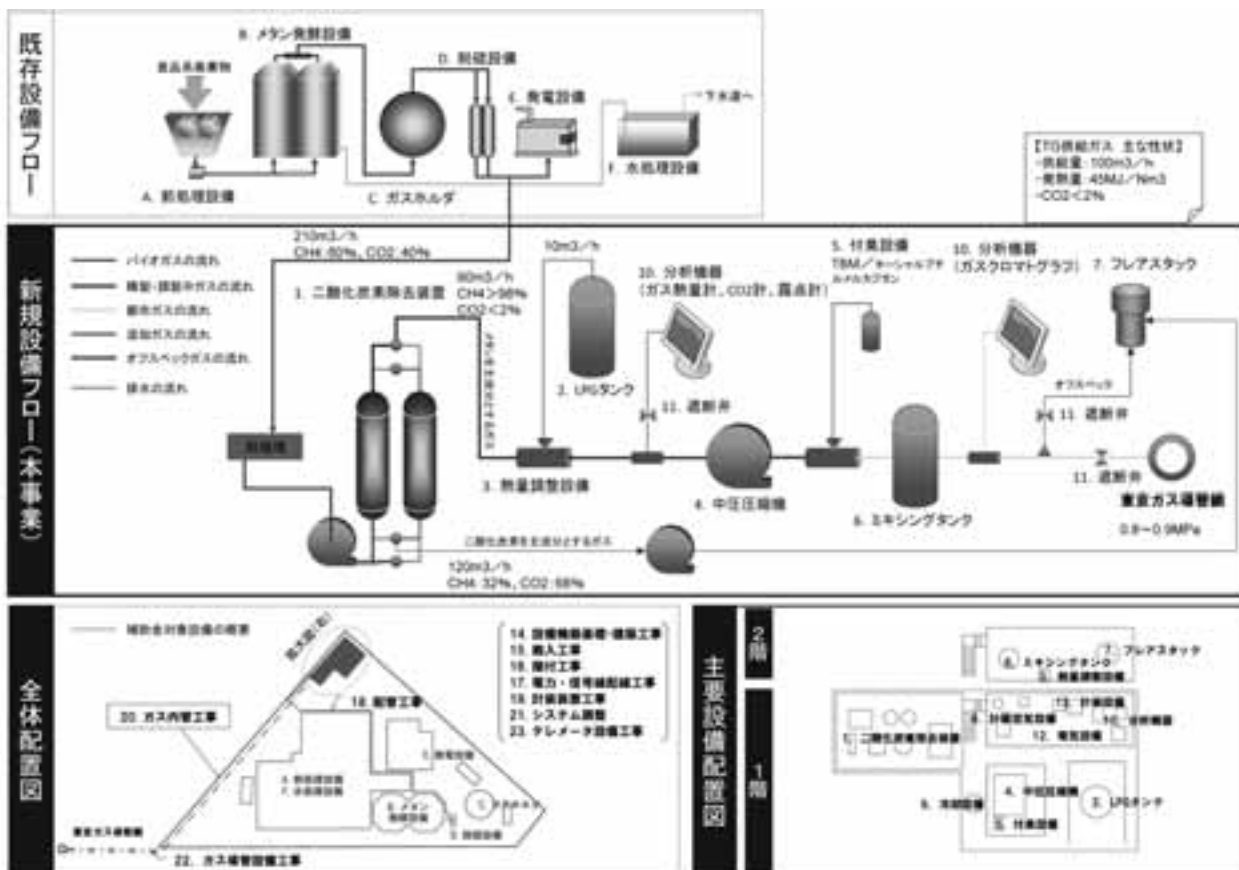
そ2,400世帯の電力をまかなえる量である。発電した電力の半分を施設の稼働に使用し、残りの電力を電力会社に売電している。また余剰のバイオガスを利用して、CO₂を除去後、カロリー調整のためLPGを混合し、付臭設備でガスの臭いを追加してから品質検査後都市ガスとして利用している。都市ガスの供給量は一日2,400m³でおよそ2,000世帯分の量となっている。



ガスエンジン発電機



食品廃棄物フロー図



パイオガス都市ガス導管注入実証事業

パイオエナジー株式会社 城南島工場

食品廃棄物の集荷は出資企業である収集運搬会社が行っておりコンスタントな集荷を可能にしている。

この施設の特長として

1. 24時間365日受入可能であること（施設の定期整備期間を除く）
2. 分別が不十分な食品廃棄物も受け入れ可能であること

などが挙げられ、持込に際してのハードルが比較的高くないことも安定した集荷の要因となっている。



施設倉庫前



投入ピットテーブル



投入ピット



施設内見学

分別不十分な食品廃棄物も受け入れ可能とはいえ、一番の問題は不適物の混入である。全体の割合から見て10%程度の不適物の混入は許容範囲である（不適物の混入量を想定し処理能力を100トン/日ではなく110トン/日に設定している）が、不適物は別に処理費がかかり（外注処分）、破砕機など機械故障の原因にもなるため、不適物の割合が増えたとその分コストとリスクが増加する。その対策として投入ピット部にテー

ブルを導入し、不適物のチェックを行う事を可能にしている。不適物を発見した際には客先へ分別指導や単価の値上げ交渉などを行い、不適物の混入防止に努め、稼働効率向上につなげている。



ガスホルダー



メタン発酵槽

また日本には四季があるため、季節により食品の質が変わるのも問題となる。昨今の猛暑も影響があり、発酵槽の温度を下げないだけでなく、上がり過ぎないようにも配慮する必要がある。

今後の課題として、発酵槽にはどうしても土、泥、貝殻などがたまり、定期的な清掃が必要となるので運転しながら清掃できるような仕組みや、外注焼却処理している汚泥を燃料として再利用すること等を検討している。



見学風景



星山副会長の謝辞

まとめ

都市部でのバイオマスエネルギー事業ということで、複数の候補から視察先を決定する際も部会員多数による賛同を得るなど、訪問前より部会員も大変関心を寄せておりました。現地訪問の際、【会議室での写真説明～会社ビデオ上映～パワーポイントによる概要説明～工場見学～質疑応答】という流れで進行しましたが、工場見学後の質疑応答では、質問が尽きずに予定時間を超過しました。ご多用のところ、快くご対応いただきました津田工場長様はじめ関係者の皆さまには部会員一同大変感謝しております。工場も昼間は10名ほどの人員で稼働しており、少人数で効率よく運営されていると印象を受けました。また臭いについては一番気を付け

られて対策しているとのことでした。臭いではありませんでした。廃棄物由来からエネルギーや、燃料を作り出すことは処理業の可能性の一つと感じていますが、化石燃料やCO₂の抑制だけでなく、エネルギーを創出し、また最終的に一般家庭に供給しているこの事業はまさに先進事例であり、本部会で調査できたことは非常に有意義なものと感じております。

(文責) 小野 博之



城南島工場玄関前にて記念撮影

「廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発する イラストのデザイン公募」 審査結果発表！

～堺第7-3区 共生の森植樹祭で参加者に
配布するタンブラーイラストになります～

本会では、持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全の大切さについて、少しでも多くの方々に問題意識をお持ちいただくために、啓発グッズ（タンブラー）用のイラストを大阪府民に広く募集したところ、多数のご応募をいただきました。応募作品の中から厳選な審査を行い、以下の皆様の受賞が決まりましたのでお知らせいたします。

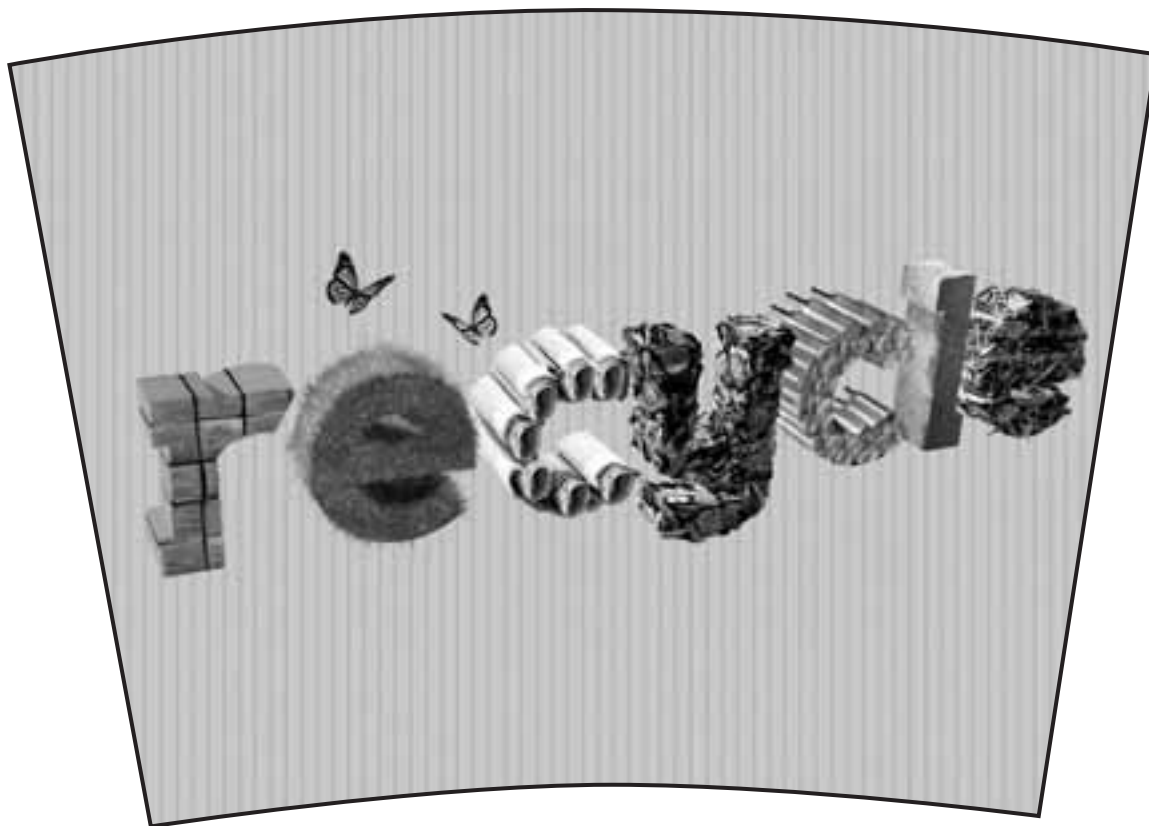
優 秀 賞	門真市	小泉 真衣さん
技 能 賞	大阪市	Millard Ryanさん
委員長賞	大阪市	尾崎 正孝さん

受賞された皆様には賞状と、副賞として優秀賞には3万円分のクオカード、技能賞・委員長賞にはそれぞれ1万円分のクオカードを贈呈いたしました。

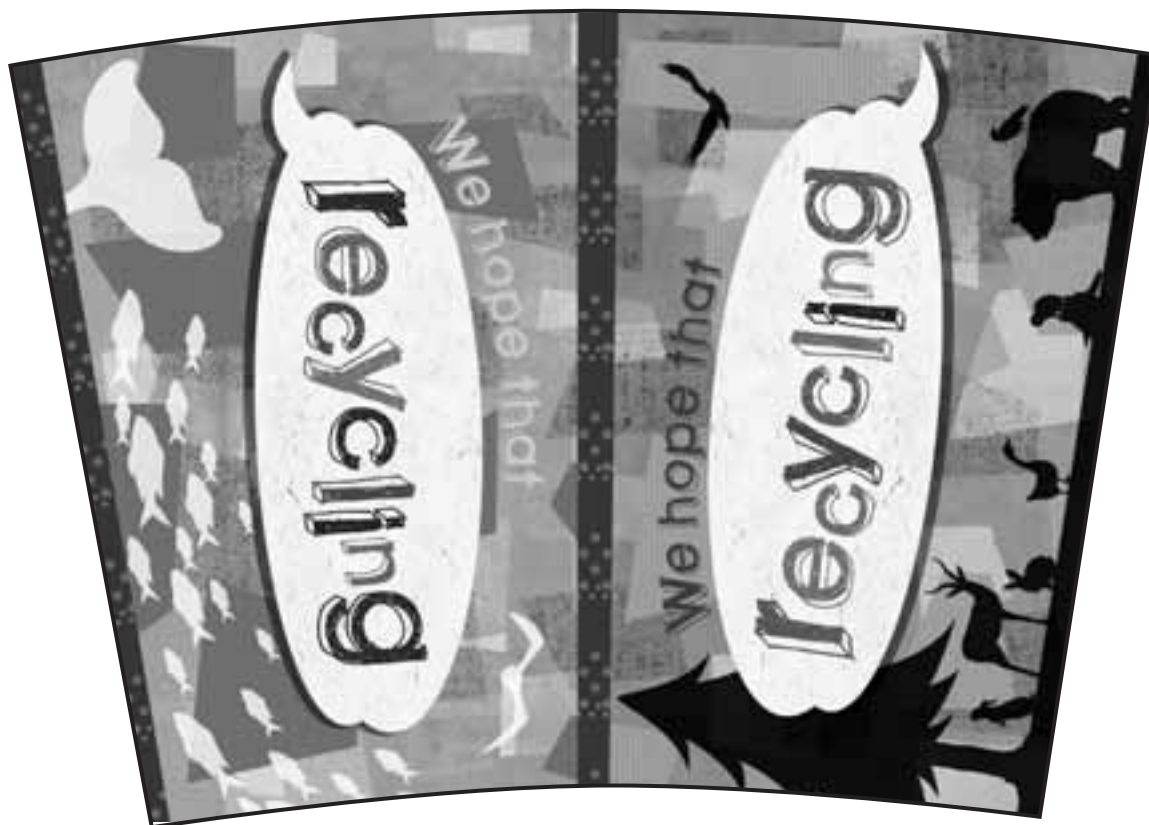
優 秀 賞



技能賞



委員長賞



各種研修会のご案内

①第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム

日 時：平成25年12月6日(金曜日) 13時30分～

場 所：阪急百貨店うめだ本店9階/阪急うめだホール

内 容：基調講演「産廃行政は“三方よし”で」

講 師 北川 正恭氏(早稲田大学大学院公共経営研究科教授、元三重県知事)

パネルディスカッション

パネリスト 北川 正恭氏

小川 雅由氏(NPO法人こども環境活動支援協会 事務局長)

臼杵ひろみ氏(株式会社ファンケルCSR推進事務局 事務局長)

田中 正敏(本会副会長、リマテック株式会社代表取締役社長)

コーディネーター 原田 智恵氏(フリーアナウンサー)

参加費：無料

②産廃塾(第2回)

日 時：平成25年12月11日(水曜日) 13時30分～17時00分

場 所：大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階/本会会議室

内 容：参加者からの質問を題材にしたグループディスカッション

情報伝達能力を鍛えるコミュニケーショントレーニング

質疑応答

参加費：会員 無料

非会員 1名につき2,000円

定 員：22名

③廃棄物収集作業向上研修会

日 時：平成26年2月8日(土曜日) 9時00分～11時35分

場 所：大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル13階/第6会議室

内 容：パッカー車による資源系廃棄物・食品廃棄物の収集

ビルピット清掃等に伴って排出される事業系廃棄物の収集

保冷車による医療系廃棄物・感染性廃棄物の収集

建設系廃棄物の収集

工場系廃棄物の収集

対 象：収集運搬業務(車両運転業務)従事者

参加費：会員 無料

非会員 1名につき2,000円

定 員：30名

③の申込要領は決まり次第、FAX通信(会員のみ)及び本会HPでご案内申し上げます。

**新刊
紹介****平成25年度版廃棄物・リサイクル六法**

編者：中央法規出版(株)

(出版社：中央法規出版(株) 発売日：2013年8月20日 定価：8,400円[税込])



多岐にわたる廃棄物・リサイクル関係法令・通知を体系的に整理し、複雑な制度の理解を助ける。

付属の全文収録CD-ROM（書籍未掲載の法令・通知も収録）で、法令・通知への効果的なアクセスが可能。

廃棄物・リサイクル関係の実務に必要な法令・通知を全て網羅した六法。

Member

会員紹介

Information

会社名	株式会社アイデックス		
住所	大阪府高槻市津之江町二丁目22番9号		
代表者名	井出 保	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	75名 (グループ全体)	会社設立日	1970年7月

H I S T O R Y



代表取締役社長

井出保

インタビュー

本社／大阪府高槻市津之江町二丁目22番9号

統括事務所
工場／大阪府摂津市鳥飼上4丁目5番38号

事業内容 ●産業廃棄物の処分業、産業廃棄物収集運搬業
●産業廃棄物の中間処理施設（減容固化、破碎、油水分離）

URL <http://www.idex-group.com/index.htm>

沿革

- 1962年7月 大阪市北区において井出商店として創業
- 1964年4月 高槻市の現所在地に本社工場を移転
- 1965年4月 高槻事業所を開設
- 1970年7月 株式会社井出商店として法人設立
- 1975年11月 茨木事業所を開設
- 1984年4月 石川事業所を開設
- 1990年10月 高槻市幸町に統括事務所を開設
- 1995年2月 本社工場に、大型リサイクルプラント設備を導入
- 2000年3月 現社名『株式会社アイデックス』へ名称変更
- 2000年4月 ISO14001認証登録
- 2004年9月 摂津市鳥飼上に統括事務所を移転
- 2004年9月 摂津市鳥飼上にRPF（固形燃料化）プラスチックリサイクル工場を開設
- 2006年4月 尼崎事業所を開設
- 2009年12月 姫路事業所を開設
- 2011年5月 産業廃棄物処分業で優良認定
- 2011年12月 資本金を2,000万円に増資
- 2012年7月 RPFに係るJIS規格の認証を取得

I N T E R V I E W

日々深刻化する環境問題に、きめ細かく対応 グループ企業の専門分野によるシナジー効果で環境をマネジメント

- 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。創立の経緯や事業内容について教えていただけますか。

弊社の創立は、昭和37年7月に私の祖父と父が、大阪市北区に井出商店を創業したことに始まります。

祖父は元々、満州で電力関係の技師としてダム工事などの設備の設置に関わる仕事をしておりましたが、戦局の悪化とともに日本に引き上げました。

日本に引き上げてきた頃は、満州での仕事の繋がりや営繕の仕事などをしていましたが、時代と共に、取引先より廃棄物の処理の相談などもされるようになったのが、廃棄物処理業を始めたきっかけです。

その後、井出商店を創業し、昭和45年に株式会社井出商店として法人設立、平成12年3月に社名を“アイデックス”へと変更して現在に至ります。



- アイデックスグループとして5社で構成されているようですね。

株式会社アイデックスをはじめ、有限会社アイデックス物流、株式会社アイデックス美装、株式会社エコノート関西、アイディエメタル株式会社、計、5社でアイデックスグループを構成しています。これらの会社の業務は、アイデックスの部門を分社化して設立致しました。それぞれの会社の専門分野を活かしたシナジー効果を活かし、お客様の環境対策のニーズに応えていきたいと考えています。



アイデックスグループ グループ一丸となってお客様の 環境対策をバックアップ！

- 株式会社アイデックス
産業廃棄物収集運搬業・処分業
機械器具設置業、とび・土工工事業
- 有限会社アイデックス物流
重量物運搬据え付け機械器具設置工事業
環境測定業
- 株式会社アイデックス美装
不動産管理及び売買、各種総合メンテナンス
- 株式会社エコノート関西
古紙資源回収リサイクル業、紙製品販売業
- アイディエメタル株式会社
鉄、非鉄金属加工販売業

I N T E R V I E W

時代と共に拡大していく会社の規模 大型プラントの導入、リサイクル工場の開設

- 1995年には本社工場に大型リサイクルプラント設備を導入、2004年にはRPFプラスチックリサイクル工場を開設するなど社業が拡大されておりますね。

現在では、本社（高槻市）、2カ所の工場（高槻市、摂津市）、統括事務所（摂津市）、5カ所の事業所（高槻市、茨木市、石川県、尼崎市、姫路市）の体制となっています。

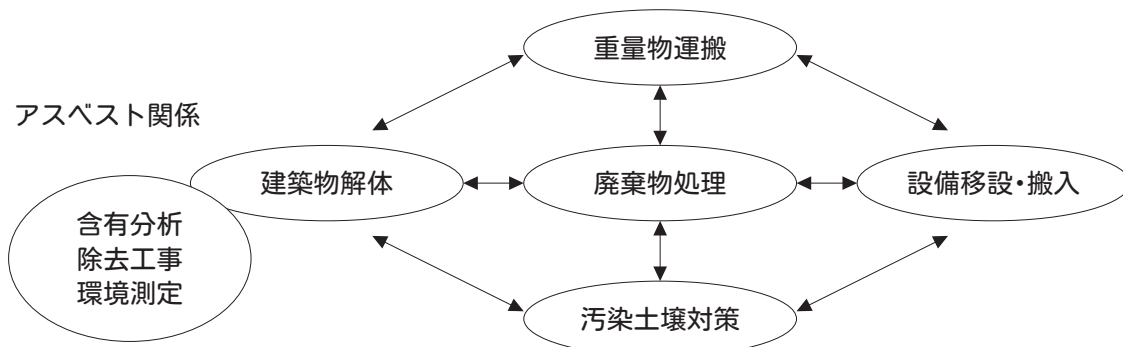
高槻本社工場は主に金属スクラップ、摂津工場ではRPF固形燃料化（処理能力は30t/日）や油水分離などを行っています。RPF製造においては、品質管理だけではなく安全性にも力を入れています。火災対策には、水冷式冷却の方が効率的なのですが、当社は品質向上のために空冷式冷却でRPF等の温度を下げています。このように品質管理に力を入れた結果、平成24年7月に当社が製造するRPFがJIS規格、JIS Z7311（廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料）に認定されました。この認定に甘んじることなく、今後も安定した品質の製品が提供できるよう努力し、取引先の方々に安心して使ってもらえるようにしていきます。



- RPFだけではなく様々な事業を手掛けているようですね。

収集運搬に関しては、大阪を中心とした近畿地方、北陸、中国・四国地方の許認可を取得しています。また、微量PCB運搬事業も取り扱っていますので、高濃度PCB廃棄物と微量PCB廃棄物との分別や抜油作業、PCB廃棄物の事業所間の移動・集約も対応しております。

その他、設備機器の搬入・移設、建設解体工事、アスベストの除去工事から分析・環境測定、土壤汚染対策なども手掛けており、産業廃棄物処理業だけに留まらず、取引先のニーズにトータルに対応できるよう、アイデックスグループの総力を結集して事業を行っています。



I N T E R V I E W

●アイデックスグループの強みは何ですか。

何か一つを上げるとすれば、工場系の解体工事や製造ラインの変更に伴う設備の撤去ですね。なお、弊社は特定建設業の許可も得ておりますので、どのような規模の解体でも扱うことができます。

通常、アスベストが使われている建物を解体するときには、設備や内装の撤去、次にアスベストの除去、最後に解体という流れになりますが、弊社では、単に解体をするのではなく、いかにお客様の利益に貢献できるかを考えて仕事をしています。



装置の撤去に関しては、資源有効利用に基づき、モーターなどリユースできるものは転売し、リユースできないものは極力、リサイクルするようにしています。結果、時には有償になることもあり、お客様には大変喜んでいただいております。このようなことができるのも、元々、金属スクラップ売買の仕事をしていた関係で蓄積した知識があるからでしょうね。

アスベストの除去に関しても、必要なアスベストの分析や環境測定を全て自前で行えるだけの人材や設備を整えています。

解体に伴って出てきた廃棄物に関しても、弊社の設備だけではなく他の産業廃棄物処理業者とのネットワークを活かしてリサイクル等、環境にやさしい処理を提案しています。

工場の解体や製造ラインの変更に伴う設備の撤去に自信が持てるのは、私どもに任せていただければ、ワンストップでお客様のニーズに応えられるようグループ企業が丸となって取り組むことができるからでしょうね。

企業は人なり!

社業の発展には人材育成あり!

●社員教育に力を入れておられるそうですね。

度重なる廃棄物処理法の改正、次々と出される各種通知、産業廃棄物処理業に携わっている者は、日々の勉強が欠かせません。当社では研修会講師担当者を選任して独自の資料を作成し、全社員のセクションに応じた内容で定期的に研修会をし、社員のレベルアップを図っています。



I N T E R V I E W

社業の発展は業界の発展とともに… 協会活動、地域貢献にも積極的に取り組む

- いつも、協会活動にご協力頂き、ありがとうございます。

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会では理事兼収集運搬部会長として協力させていただいています。

特に収集運搬部会では、業界の多くを占める収集運搬業者の方々に、より有益な情報を得ていただくための研修会などを企画しています。より多くの方に参加していただいて、業界全体の底上げにつながればいいですね。



環境大臣表彰を受賞（平成24年10月26日）



- 社会貢献活動にも積極的なようですね。

企業が社会貢献活動を行うことは、改めて言うまでもなく、当然のことではないでしょうか。当社では摂津工場に隣接する“かえで公園”のボランティア活動として摂津市に登録し、毎週、社員一同で清掃しています。近隣住民との信頼関係の構築は、産業廃棄物処理業に携わっている者として最も大切なことの1つです。今後も様々な社会貢献活動を積極的に行っていきたいと考えています。

また、大阪の歩道橋をインドネシア・ジャワ島中部の街、ジョグジャカルタの橋として寄贈する事業や独立行政法人国際協力機構（JICA）の集団研修を受け入れるなど、国際貢献活動にも積極的に参加しています。



I N T E R V I E W

●今後の事業展開や夢をお聞かせいただけますか。

これまでは、我々、産業廃棄物処理業者に対しては“とりあえず安く処理して欲しい”というように、真面目に仕事をしている者が苦勞するという状況が続いていました。しかし、今後は環境配慮契約法の施行など処理会社も二極化していくでしょう。今後の事業展開と言えないかもしれませんが、まずは、当たり前のことを真面目にしていくことで会社を成長させていきたいですね。

次に製造拠点の海外移転への対応です。国内の製造拠点が海外へとシフトし、国内での廃棄物は減少していきます。リサイクル技術に関しては日本の技術は世界一だと思っています。我々産業廃棄物処理業者も海外進出を真剣に考えなければならぬのでしょうか。



代表取締役の井出保氏(中央)、摂津工場長の甲斐浩二氏(左)、総務部係長の和田満氏(右)
取材ではお世話になりました

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	後 野 健 二
役 職	環境リサイクル事業部 営業課
仕事内容	<p>昨年の4月に営業職として入社致しました。大学ではアルミ材料の研究やボランティアサークルで東大阪周辺で活動したりしていました。これまで、廃棄物といえば、一般廃棄物のイメージが強く、産業廃棄物については、あまり馴染みが無かったのですが、今の会社に入って、想像以上に色んなリサイクル技術開発がされるなど、その発展性を日々実感しています。</p> <p>まだ、入社して二年目で分からないこともあり、日々、勉強の毎日ですが、取引先に提案したことが認められた時に、やりがいを感じています。これからも常にお客様のニーズを敏感に察知して、喜ばれるような提案ができる営業マンになれるよう頑張ります。</p>

会社から
の一言

彼には昨年からは営業の一員として働いてもらっています。理系出身で本職とは違う分野での業務になっていますが、お客様からは丁寧な受け答え、対応をしていると喜んで頂いています。

我が社では、数少ない新卒での入社でまだまだこれからの部分もありますが、これから我が社を背負っていく人間であると思っています。若い力で会社を引っ張って行って下さい！

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

●改正廃棄物処理法
政省令(新旧対照)



第44号 (平成23年4月1日発行)

●優良産廃処理業者
認定制度運用マニュアル



第45号 (平成23年5月27日発行)

●どうする?
東日本大震災に伴う
災害廃棄物の処理



第46号 (平成23年8月31日発行)

●放射性廃棄物の処理



第47号 (平成23年12月2日発行)

●大阪府域における東日本
大震災の災害廃棄物処理
に関する指針



第48号 (平成24年3月26日発行)

●使用済小型電子機器等の
再資源化の促進に関する
法律案要綱



第49号 (平成24年5月25日発行)

●全国産業廃棄物連合会各
正会員企業企業の基礎情
報等に係る調査結果



第50号 (平成23年9月18日発行)

●市町村等が処理する産業廃棄物：
平成13年大阪府告示第310号及び
産業廃棄物取扱要項の廃止について



第51号 (平成24年12月7日発行)

●環境配慮契約法基本方針・産業
廃棄物の処理に係る契約に関す
る基本的事項について(案)



第52号 (平成25年3月27日発行)

●港湾における船内廃棄物
の受入に関するガイドラ
イン(案)



第53号 (平成25年5月31日発行)

●廃棄物情報の提供に関する
ガイドライン(第2版)
について



第54号 (平成25年8月30日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NAMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすくして
コンパクト

必携の一冊

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には産業廃棄物協会に寄せられる質問の代表的なものをQ&A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬でよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



近日
発行予定



廃棄物 法制普及促進 シリーズ

● 通知で見る廃棄物処理法



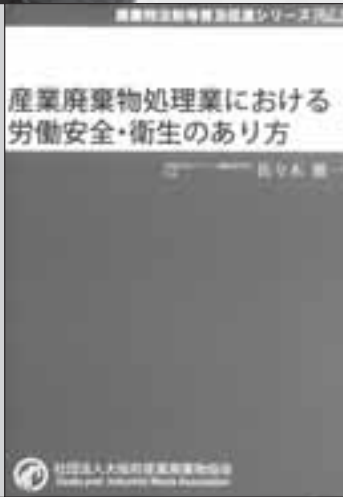
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL1
2009年4月1日発行

● 産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL2
2010年3月31日発行

● 産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL3
2011年3月31日発行

● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL4
2011年12月1日発行

● 廃棄物収集作業マニュアル



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL5
2012年5月1日発行

● 循環資源市場実態レポート



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL6
2012年5月1日発行

● 産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL7
2012年5月1日発行



編集後記

半年ほど前の日経ビジネスの特集に「社長の発信力ランキング」なる記事がでていました。

ちなみにダントツ1位はソフトバンクの孫正義氏。2位以下日銀総裁の白川方明氏、ユニクロの柳内正氏、トヨタ自動車の豊田彰男氏、楽天の三木谷浩史氏の順です。皆様にもなじみの深い方ばかりではないでしょうか？

日銀の白川総裁を除きいずれも企業の収益ランキング上位の会社ばかりです。

やはり、企業のトップが積極的に情報を発信することにより、社内外に自社の戦略を広く伝えることが企業の好業績につながっているのではないのでしょうか？

組織広報委員会としても、会員企業に関係する数多くの情報を整理して、皆様に分かりやすく伝える一つの方法として「クリーンライフ」を発行して参りました。

これからもこれと並行してインターネットによる情報発信なども積極的に行っていきたくて思っております。

最後に孫正義氏が彼のツイッターに「髪の毛の後退度合いがハゲしい」との書き込みに対し「髪の毛が後退しているのではない、私が前進しているのだ！」と応酬したとか。さすが発信力ナンバー1!!

濱 田

Clean Life vol.55

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	白 坂 悦 夫
副委員長	濱 田 篤 介
副委員長	田 中 公 治
委 員	片 渕 則 人
委 員	高 田 実 佐 大
委 員	高 好 健 二
委 員	福 田 勝
委 員	吉 本 聖 美







産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成25年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成25年 4月					大阪会場：26日		大阪会場：25日
5月	京都会場 9日～10日 兵庫会場 30日～31日	奈良会場 14日～16日			兵庫会場：14日 京都会場：16日		兵庫会場：15日 京都会場：17日
6月	奈良会場 18日～19日 大阪会場 18日～19日				奈良会場：20日	滋賀会場 11日～12日	大阪会場：20日 奈良会場：21日
7月	滋賀会場 10日～11日		兵庫会場 9日～11日				兵庫会場：12日
8月		兵庫会場 27日～29日			大阪会場：2日 京都会場：29日	大阪会場 7日～8日	大阪会場：1日 京都会場：30日
9月	京都会場 12日～13日 大阪会場 26日～27日				滋賀会場：3日 兵庫会場：12日 和歌山会場：19日		滋賀会場：4日 兵庫会場：13日 和歌山会場：20日
10月	兵庫会場 8日～9日 和歌山会場 23日～24日			大阪会場 7日～10日	大阪会場：17日	京都会場 29日～30日	大阪会場：16日
11月	滋賀会場 12日～13日				奈良会場：22日		
12月	大阪会場 17日～18日				京都会場：4日 兵庫会場：5日		京都会場：5日 兵庫会場：6日 大阪会場：19日
平成26年 1月	京都会場 28日～29日				大阪会場：22日	兵庫会場 23日～24日	大阪会場：21日
2月	兵庫会場 18日～19日 和歌山会場 25日～26日		大阪会場 18日～20日		滋賀会場：4日 京都会場：13日 和歌山会場：27日		滋賀会場：5日 京都会場：14日
3月	大阪会場 11日～12日	京都会場 4日～6日			兵庫会場：11日 大阪会場：14日		兵庫会場：12日 大阪会場：13日

注1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

注2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL：06(6943)4016 (大江ビル3階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2-4-14 TEL：078(381)7464 (日栄ビル3階)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.55

クリーンライフ

第55号



平成25年12月6日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

